

公認指導員・上級指導員独自事業

■指導員・上級指導員 独自事業について

都道府県体育協会において、専門科目養成講習会を委託事業以外に独自で実施される場合は、申請書類(鑑文、講習会開催要項、日程表(カリキュラム掲載)、講師名簿)を、遅くとも事業実施1か月前までに提出の上、事前に本会の承認を得てください。

なお、事業終了後は、平成28年2月15日(月)までに報告書類(鑑文、講習会開催要項、日程表(カリキュラム掲載)、講師名簿、参加者名簿、判定結果報告書)をご提出ください。

また、独自事業の専門科目を実施する団体は、事業開始前に申請書類の提出とともに受講管理料(講習会受講者1人当たり1,080円)を本会へ納めて頂きます。納入先口座は下記のとおりです。

なお、請求書等が必要な場合は、本会までご連絡ください。

【受講管理料納入先】

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金 990276
公益財団法人 日本体育協会

※ 独自事業を実施される際には、必ず事業実施1か月前までに申請を行い、日本体育協会の承認を得た後に養成講習会を実施してください。例年、申請をせず日本体育協会の承認を得ないまま養成講習会を実施している団体がありますので、必ず手続きいただきますようお願いいたします。なお、事業実施前に日本体育協会の承認を得ていない場合、修了されても公認指導員・上級指導員資格として認定できませんのでご注意ください。